

②佐賀大学における安全保障輸出管理の実施 (取引審査票)

第二段階審査

取引審査

1. 外為法に従い、自ら適法な輸出等を行うこと及び 2. 外為法上、違法輸出等を行うことにならないとしても、国際的な平和と安全の維持という外為法の趣旨に反する取引を行わないことをいう。

取引審査は、次のプロセスから構成される。

- (1) 該非判定 (2) 需要者の確認 (3) 用途の確認 (4) (1)~(3)を総合的に勘案して行う取引の可否の決定

輸出管理統括責任者が判定できない又は疑義が生じた場合

輸出管理最高責任者

学長



許可申請



経済産業省

経済産業大臣の許可を要する場合

承認又は不可

規程第13条第1項に該当する取引を行う場合



提供・輸出を行おうとする者

- ① 取引審査票の作成

国立大学法人佐賀大学安全保障輸出管理規程 (取引審査)

第13条 提供・輸出の内容が次に該当する場合、提供・輸出を行おうとする者は、輸出管理責任者に取引の審査を申請するものとし、この申請に基づき、輸出管理統括責任者は、当該取引を行うか否かの最終判断を行う。

- (1) 第10条(相手先の確認)第1号又は第2号のいずれかに該当する場合
- (2) 第11条(用途確認)第1号又は第2号のいずれかに該当する場合
- (3) 第12条の該非判定の結果、当該技術・貨物が外国為替令別表の1の項から15の項、輸出管理令別表第1の1の項から15の項に該当する場合
- (4) 経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合
- (5) 第1号から第3号までに該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合



取引審査票



該非判定書(技術)
該非判定書(貨物)



輸出管理チェックリスト

